2026 周南市 プレミアム付 商品券

加盟店マニュアル

この度は、2026周南市プレミアム付商品券の加盟店にご登録いただきありがとうございます。本商品券は、地元加盟店での消費・経済活動の好循環を促進することで、地域経済の継続した消費喚起を促すことを目的として発行しています。

本マニュアルは、加盟店の皆様への事務手続きや商品販売・サービスの提供、また換金の際の留意事項等について理解を深め、円滑に運営ができるように作成いたしました。

加盟店の皆様には、このマニュアルをお読みいただき、販売やサービスに携わるご家族・従業員の方々に以下の事項についてご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

目 次

●2026周南市プレミアム付商品券について
1.加盟店で最初に行っていただくこと
2.商品券を使用するお客様への対応
3.商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）の換金について

2026 周南市プレミアム付商品券について

おもて面

描き起こしが困難な模様を
デザインすることで、複製を防止します。

蛍光グリーンインキ印刷を施し、
更に細い文字で白抜きすることで
コピーでの色再現が不可能なデザインです。

使用期限にご注意ください。
使用期限は、**令和8年10月31日（土）**です。

コピーすると隠れた文字（COPY）が
浮かび上がる偽造防止加工です。

うら面

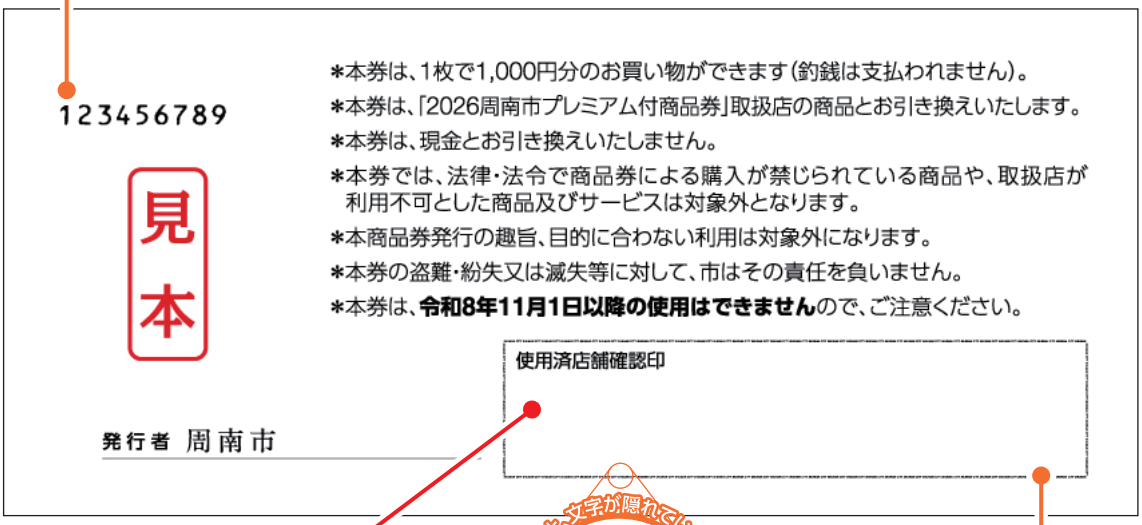

No印字を付与することで、商品券を安心・安全に管理できます。

ゴム印や手書きで加盟店名を
記入してください。

一見何の変哲もない線も、
0.5mm以下のマイクロ文字
［極小文字］が隠れています。

注　意

**※周南市内共通商品券は
本事業では引換できませんので
ご注意ください。**

1.加盟店で最初に行っていただくこと

販売やサービスに携わるご家族・従業員の方々へ
本商品券の取扱い内容に関する説明をよろしくお願いいたします。

2.商品券を使用するお客様への対応

❶商品券は、[1冊]12,000円分（額面1,000円券×12枚綴り）、お1人様5セットまで販売いたしました。

発行総額:20億4千万円

❷商品券は、周南市内にある加盟店で使用できます。
利用できるお店は特設ホームページでご覧いただけます。▶

https://syunanshi-shouhinken.com/
2026周南市プレミアム付商品券 検索

❸偽造防止のため商品券には
加工をしています。
偽造商品券の換金はできませんので、
受け取りの際には真贋の見極めに
ご留意くださいますようお願いいたします。

1）蛍光グリーンインキ印刷を施し、更に細い文字で白抜き。
2）描き起こしが困難な模様をデザインすることで、複製を防止。
3）コピーすると隠れた文字（COPY）が浮かび上がる偽造防止加工。
4）No印字を付与することで、商品券を安心・安全に管理。
5）0.5mm以下のマイクロ文字［極小文字］使用。

※偽造商品券を発見の際は、新南陽商工会議所まで速やかにご報告をお願いいたします。

❹商品券が利用できない商品やサービスについては、お客様がわかるように
店内に掲示をお願いいたします。以下のものは利用対象になりません。

- 出資や金融商品
- 土地、家屋等の不動産の購入
- たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 商品券、プリペイドカード、有価証券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、印紙など、換金性の高いものの購入
- 国や地方公共団体への支払い（公営競技を含む）、公共料金の支払い（税金、国民健康保険料、電気・ガス・水道料金など）
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 電子マネーへの入金
- 特定の宗教及び政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 料金を前払いするものの内、有効期限が令和8年10月31日を超えるもの
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品などの購入
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- 本商品券発行の趣旨、目的に合わない利用
- その他、法律・法令で商品券による購入が禁じられている商品や、取扱店が利用不可とした商品及びサービスは対象外となります。

❺この商品券を利用してのお買い物について、使用限度額はございません。
なお、おつりは出さず、購入金額の不足分についてはお客様から現金等でお支払いいただきますようお願いいたします。

❻商品券の利用期限は、**令和8年10月31日（土）**までです。商品券おもて面に記載しています。

3.商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）の換金について

❶商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）は、裏面の使用済店舗確認印欄に
事業所名を記載【手書きまたはゴム印】したうえ、換金手続きをお願いいたします。

※事業所名の記載がない場合は、換金手続きに応じられませんので、
必ず明記してくださいますようお願いいたします。

1,000枚 以下　1,001枚 以上

❷換金手続きは、**周南市内郵便局30局**、**新南陽商工会議所**でお取り扱いいたします。

下記の指定日に上記機関窓口にて口座振込のお手続きをさせていただきます。

換金手続き日時

5月15日（金）から**11月30日（月）**まで／月～金（祝日を除く）9:00～17:00の窓口営業時間

※大津島郵便局12:30～13:30／新南陽政所郵便局13:00～14:00はお昼休みです。

**換金期限【令和8年11月30日（月）】を過ぎてからの換金には
応じることが出来ませんのでご注意ください。**

**※換金希望で郵便局または新南陽商工会議所へ
お越しになる前、事前にお電話をして
ご来局（ご来所）ください。**

各引換所
◀連絡先一覧
QR

持参物

❶使用済み商品券（うら面に事業所名を記載し、枚数を確認）

※使用済み商品券は、接着剤やホッチキス等で綴り合せず、
1枚ずつ離れた状態でご提出ください。

❷換金請求書
同封の換金請求書をコピーして
ご使用いただくか、右のQRコードより
ダウンロードしてご使用ください。

換金請求書
◀ダウンロード
QR

❸手数料について･･･換金手数料は**無料**です。

❹換金手続き後、2週間以内に換金請求書に記載された口座へ入金手続きを行います。
（国内の全ての金融機関をご指定できます。）

※加盟店申込内容に変更があった場合や脱退する場合には新南陽商工会議所まで速やかに
ご連絡いただきますようお願いいたします。

※取扱加盟店が不正な行為を行い、本事業の信用を失墜した場合は加盟店の登録資格を
取り消すことがございますのでご了承をお願いいたします。

～加盟店の皆様のご協力をよろしくお願いいたします～

お問い合わせ先　新南陽商工会議所
ＴＥＬ：0834-63-3315
E-mail：info@s-cci.or.jp